

2010年度 越冬手当闘争方針

(はじめに)

石油価格は、2008年7月の時点で史上最高値を付けましたが、その後、大幅に下落したものの、2010年度の石油需要期にはいり、通年の通り上昇が続いています。

一方、道内では長引く不況の影響で業績悪化を明らかにする事業所が日毎に増えています。北海道経済産業局及び北海道財務局ではそれぞれ9月13日・14日に道内景気の先行き不透明感を明らかにし、一時持ち直しの傾向を見せた景気動向について判断を据え置くとしています。

このような状況から、今年の燃料手当を中心とした越冬手当交渉は例年以上に厳しい交渉となることが予測されますが、燃料手当分については実勢価格の額を確実に確保する取り組みが求められます。加えて北海道特有の、越冬する諸費用の分の寒冷地手当分を含めて獲得することも大切な課題となります。

札幌地区連合会は、従来にも増して、越冬手当必要性を明確に主張し、生活に必要な要求項目を掲げて全組合員の団結による、取り組み体制を構築し交渉に臨んで参ります。

1. 情勢の基本的な特徴

(1) 昨年の越冬手当の妥結状況

昨年10月月末時点の灯油価格は1リットル67円、ドラム10本で134,000円でした。これまでの交渉では、事業者側より「越冬補助手当」論や「支払能力」論が強く出されましたが、近年はそれに加えて、従業員間の平等という主張が出されています。いずれにしろ、実費弁償の原則(10本確保)に対する強い反対の内容であり、労使交渉もかつてないほど厳しいものとなりました。

このため従来続いていた実費弁償の原則(10本確保)を見直さざるを得ないとの交渉結果も散見されました。

とりわけ本州本社企業の支店・支社等の事業所では、具体的に「北海道に住む組合員だけに燃料分の手当を支給するのは不公平だ」として、同手当を削減、廃止するという例が報告されています。

2009年の札幌市内労使間における燃料手当交渉の平均妥結額は世帯主が120,000円となり、実費弁償分(10本確保)を下回る結果です。労働者負担がやや増となりました。北海道経営者協会の調査では世帯主で115,046円となっています。

(2) 灯油価格の動向

灯油価格は世界の治安や経済情勢に大きく影響されます。ここ数年では、中東地域の治安情勢や、中国やインドなどの新興国の急激な経済成長、及び投機的経済活動の弊害の象徴であるサブプライムローンによる混乱等が私たちの生活と灯油価格に大きく影響してきました。

現在、原油市場に投機マネーが再投入され始めているとされ、一旦は落ちつきをみせた灯油価格も2009年6月以降上昇基調となり今年にいたるまで継続しています。

その結果2010年8月25日現在、札幌市内の灯油価格は1㍓77.26円となり昨年と比べて16.3%上昇し、ドラム10本分では154,520円となっています。

今後10月以降の灯油価格については、需要期にはいることから、さらに大幅値上げが続き、厳寒期には1㍓80円台に上昇することも予測されます。

(3) 灯油の消費量の推移

近年の灯油消費量は、灯油価格高騰、暖冬及び給与所得の減などによる節約志向の強まりから年々低下傾向にあります。

長らく2000㍓の平均消費量が続いていましたが、札幌市内ではマンション等も含めた全世帯平均で年間約1,519㍓、戸建世帯の平均でも年間約1,611㍓の消費となっています。

(北海道消費者協会調査 2008年度は「2007年4月～2008年3月の期間」、2009年度は2010年10月末に発表予定)

1世帯当たり年間灯油消費量(札幌地域)

年	年間灯油消費量	年	年間灯油消費量
2001	1,678㍓	2005	1,732㍓
2002	1,819㍓	2006	1,632㍓
2003	1,709㍓	2007	1,547㍓
2004	1,709㍓	2008	1,519㍓

2008年度 地域別灯油価格消費量(年間)全道平均1,488㍓

道央	1,488㍓	道北	1,527㍓
道南	1,278㍓	道東	1,499㍓

2008年度 家屋形態別 灯油年間消費量

戸建世帯 1,583 <small>リットル</small>	集合世帯 790 <small>リットル</small>	全世帯 1,488 <small>リットル</small>
--------------------------------	------------------------------	-------------------------------

2008年度 戸建世帯 灯油年間消費量 全道平均 1,583リットル

道 央	1,611 <small>リットル</small>	道 北	1,594 <small>リットル</small>
道 南	1,410 <small>リットル</small>	道 東	1,549 <small>リットル</small>

灯油消費量低下の要因にはその他に、核家族化、共稼世帯の増加及び家屋の耐寒構造の進歩等、生活様式・水準の変化があげられます。しかし、昨年と一昨年の調査では灯油価格の値上げを原因とした、各家庭における暖房時間を短縮や暖房部屋数の調整などの灯油節約が大きく影響しています。

労働力の再生と冬季間の安心と安全な生活確保のためには、これまでの手当水準を維持することは必要です。節約志向を理由とした減額では何れ限界が生ずるほか個人間の格差を生ずる可能性もあります。

したがって、灯油消費量の減少を理由とした越冬手当の切り下げや節約志向を理由とした減額提案に抗して灯油ドラム10本分の支給本数を確保していきます。

2. 闘いの基本的な方針

(1) 実費弁償の原則

北海道の越冬手当支給の歴史は戦前から、日本風土では異質ともいえる北海道の厳しい冬を越すための手当とし定着してきたものです。このため越冬のための生計費として認知されており、この慣行が崩れると、生計費への負担増大きく労働者の生活苦は明らかです。

事業者団体等は、従来「越冬補助手当」論（越冬のための経費は一部補助のみにとどめようとする考え）を主張しています。灯油価格が安い時は、「越冬補助手当」論は影が薄いですが、今回のように灯油価格が高くなると「越冬補助手当」論や「支払能力」論が前面に出て、灯油の本数減の傾向が強くなります。

労働組合の適格な対応がなければこの「越冬補助手当」論が世論となる可能性は高くなるので、私たちの従来からの主張である実費弁償の原則を確実に把握し意思統一を図らなければ、急激な価格上昇に対応した手当確保が困難となります。

一旦減額に転じた（ドラム本数減等）内容を回復させることは非常に困難であり、また現状では灯油量換算で必ず2000リットル（ドラム10缶本分）を確保することが必要ですので、この数値を冬季間の生計維持のための実費として弁償すべしとの主張を維持してまいります。

事業者団体等の「越冬補助手当」論の主張

かつて賃金の低い時代に負担軽減の意味で越冬手当を支給してきたものでありその後の賃金水準の改善により、越冬手当としての使命は終わった。

原油値上げなどの海外要因による燃料の高騰の責任を個々の企業が負担しなければならない理由はない。異常な灯油価格のなかで、全額実費を支給することは会社の支払能力から考えても不可能である。

寒冷地手当については、毎月の賃金などに含めて支給しているものであり、燃料手当と別枠で手当を支給することはできない。

省エネルギーの国策に労使が協力すべきであり、節約して灯油支給本数を減らすべきである。

北海道に住む者のみに限定して手当を支給するのは不公平である。

本州ではクーラーが普及しているが暑さのための手当は支給されていない。

特に最近では地球温暖化の影響で猛暑が続き、熱中症で死亡する者が増えており、それでも本州にはクーラー手当の制度はない。

電気も含む家庭でのエネルギー消費量は北海道も本州も変わらない。

これらの支給は企業の支払能力の範囲内で決定すべきである。

労働組合の「実費弁償の原則」の主張

賃金水準が伸び悩むなかで、灯油代金を含めた越冬諸費用は増加しており家計への負担は確実に大きくなっている。

現物支給と実費弁償は石炭手当の時代から今日まで北海道の社会のなかで定着してきたもの。北海道の厳しい冬季間の生活保障は企業負担の一部として常識化しているものである。したがって、灯油価格の値上げ、値下げに関係なく実費支給は維持されなければならない。

ストーブ償却代、掃除代も含めて越冬諸設備・費用は北海道特有の出費であり燃料手当と別枠で寒冷地手当を支給することに不合理性はない。

省エネルギー推進には総合的対策が必要。労働者の節約志向ありきではない。

北海道の寒さと本州の暑さを同列にして議論はできない。

労働者のみならず事業運営においても厳寒期の北海道に暖房は必要であり費用は必要維持経費である。

以上のことをふまえて越冬手当は実費弁償の原則と事業運営のための必要維持経費であることを確認し、事業者団体等の越冬補助論に抗していこう。

(2) 生活実態に基づいた「寒冷地手当」の制度化を

北海道特有の厳寒期に生活するためには、特有の経費が発生します。即ち従来主張している「寒冷地手当」です。大幅な灯油価格の上昇により燃料（灯油）手当の実費確保以上の取り組みは困難とする意見もありますが、生計維持・労働力再生のため必要経費であることを強く主張することが、燃料（灯油）手当の確実な確保にもつながります。

越冬諸設備や費用の実態は、標準的モデル世帯の場合はストーブ、煙突、衣料、靴、除雪器具等の経費が越冬諸費用として毎年必要であり約15万円以上の支出が平均支出とされています。また、暖房設備維持に関する費用（ストーブの購入、掃除など）では平均約5万円を支出しています。

これらの支出実態を鑑みて越冬のための必要経費を「寒冷地手当」として制度化することが必要とされますが、直近の取り組みが困難とされる場合は燃料手当分にプラスアルファとして上積みすることも検討してまいります。

なお、近年、玄関前に「埋設型融雪機」「ロードヒーティング」などを設置する世帯が増えていますが、各50万円から100万円の価格となっていることも参考にしてまいります。

3. 具体的な要求と闘いの進め方

冬季間の生活に関して支給される手当の呼称は企業により様ざまですが、札幌地区連合では燃料（灯油）手当と寒冷地手当（越冬諸経費）の合算を、越冬手当とします。基本的には燃料手当と寒冷地手当を別区分して要求してまいります。

(1) 世帯主は灯油実勢価格のドラム10本分要求を貫こう

世帯主は灯油2,000リットル【ドラム缶10本】分です。

準世帯主は世帯主の3分の2以上、非世帯主は世帯主の3分の1以上です。

灯油1リットル80円の場合は、80円×2,000リットルで160,000円です。

今年の越冬手当要求は下記の通りとします。

越冬手当

燃料手当	灯油 2000ℓ【ドラム缶10本分】の実勢価格 (灯油1リットル80円の場合は160,000円)
	寒冷地手当 最低でも50,000円以上

燃料手当として灯油2000ℓ【ドラム缶10本分】の実勢価格に寒冷地手当50,000円以上を含めた越冬手当を確保してまいります。

寒冷地手当の制度のないところは、制度化をめざします。制度化が困難な場合は燃料手当に越冬諸設備・費用分として50,000円以上を加算した要求とします。

灯油価格は、現在札幌市内の灯油市況を8月25日現在1リットル当たり77.26円前後としていますが、今後の灯油需要期の価格上昇を念頭に1リットル80円台を確保していきます。灯油支給量は、従来通りドラム缶10本分は必ず確保してまいります。また、交渉妥結後に大幅な値上げが出てきた場合の、差額分取り扱いの再協議条項も組み込んでまいります。

労働協約(協定)や就業規則で灯油支給量や金額が定められている場合、事業者による一方的な減額・減量は労働条件の不利益変更となります。悪質な場合は労組法違反・不当労働行為に該当するほか、労基法に抵触する賃金未払いなどとなり、訴訟対応が必要となります。事態発生の場合は産別や連合等の上部団体に相談の上、慎重に取り組みをすすめてまいります。

地場と出先、規模別の支給状況

昨年の北海道経営者協会の調査では、大企業は世帯主116,282円(昨年より23.34%減額)、地場中小企業では111,760円(昨年より20.04%減額)が支給されています。

本州企業の出先支店の一部には、燃料手当の制度がない事業所も見られます。地場企業の場合、戦前から厳しい冬を越すための費用は事業者経費とされて、その考え方は今日まで継続しています。

近年、この北海道特有の厳冬期に対する経費負担を特例扱いと主張する事業所が増えています。特に酷暑の続く今年、本州にクーラー手当が存在しない場合、北海道の燃料手当支給は不公平との主張が多くなることが予測されます。

多雪・厳寒という北海道特有の実態を説明し、未だ越冬手当(燃料手当

と寒冷地手当)の支給制度がないところは、必ず同支給制度を確立させましょう。「しばれる」海道の冬の厳しさや豪雪との闘い、これに伴う膨大な費用支出等、北海道生活の厳しい現実を本社事業者を理解してもらうことが必要です。

(2) 一括支給は当然

北海道経営者協会の調査では燃料手当(越冬手当・冬季加算金等)の一括支給は全加盟事業所の75.6%となっています。同手当の支給月は10月が68.4%と最も多く、次が11月の15.5%です。

支給方法は原則一括支給を求めています。

(3) 要求額は手取り支給額

越冬手当のうち燃料手当は実際に暖房費用として消費するものですから、税金を負担すれば、2,000リットル分の灯油を買うことが出来ません。

税率は前月の給与額や扶養人数によって違いますが、だいたい6%から10%の範囲です。従って要求額は手取り支給額を意味していることをはっきりさせて、妥結もその方向で確認するように努めて下さい。

(4) 連携をとって統一行動を

ここ数年続く灯油価格の高止まり傾向から、事業者団体の支払能力限界論や越冬補助論は更に強くなると考えられます。越冬手当交渉に取り組む労働組合は単一組織の取り組みではなく、地域全体の取り組みであるとの認識で全組合員の団結体制構築意識することが必要です。

越冬手当は業種・地域の横断的体制を構築しやすい取り組みやすい課題であり、業種単位・地域単位に情報連絡を密にして統一した闘いを構築するよう取り組みましょう。

地域的な水準や相場の動向が大きく影響することから、札幌地区連合への情報の集中と問い合わせを緊密にし、出来る限り実勢価格の情報を収集しましょう。

灯油価格・全体の状況の問い合わせは

札幌市内の平均価格は

札幌市消費者センター 728 2111

北海道内各地の平均価格は

北海道環境生活部くらし安全局

231 - 4111 (内線 24-524)

札幌地区連合 210-0505

北海道経営者協会 調査

燃料手当支給額の推移

年度	世帯主	前年比	準世帯主	前年比	非世帯主	前年比
05	119,961	13.35	70,721	12.32	45,896	12.95
06	133,956	10.52	78,628	9.79	53,433	10.46
07	132,013	0.24	77,897	1.39	50,939	0.53
08	153,242	15.17	89,704	15.06	57,977	14.25
09	115,046	23.34	68,186	23.25	44,255	21.24

2009年度 企業規模別にみた燃料手当支給額

	世帯主	準世帯主	非世帯主
100人未満	111,760	68,570	45,637
100～299人	118,242	69,876	42,943
300～499人	113,895	65,176	47,358
500～999人	115,588	66,608	42,319
1000人以上	116,282	62,954	41,880
計	115,046	68,186	44,255

灯油量 世帯主 1,827 ㍓ 準世帯主 1,046 ㍓ 非世帯主 652 ㍓

2009年度 業種別の世帯主・支給額

食品業 110,290 商業 105,723 紙・パルプ 130,467
 運輸業 118,877 通信業 150,000 電気・ガス 124,643
 印刷 130,000 サービス業 108,982 化学・ゴム 129,813
 機械器具業 126,871 医療・福祉 118,473 新聞 112,667

○支給の有無

燃料手当を支給する事業所は77.2%

○支給形態

現金支給・93.0%、 現物支給・2.3%

○支給方法

一括支給・75.6%、分割支給・24.4%

○支給時期

10月支給・68.4%、11月支給・15.5%、9月支給・10.6%、

札幌市内の灯油小売価格推移表

札幌市消費者センター

728-2111

年月日	価格幅	平均価格	対前回比%	対前年同期比%
2009 4.10	52~70円	57.19円	0.0	40.5
4.24	48~70	58.12	1.6	39.7
5.8	48~70	58.21	0.2	41.0
5.25	48~70	59.03	1.4	42.0
6.10	53~70	60.22	2.0	47.0
6.25	53~70	61.08	1.4	47.4
7.10	55~78	65.45	7.2	49.4
7.24	60~74	65.89	0.7	49.8
8.10	60~74	65.76	0.2	50.6
8.25	62~74	66.43	1.0	50.0
9.10	63~76	68.09	2.5	45.8
9.25	63~75	68.25	0.2	45.1
10.9	63~74	68.27	0.0	40.9
10.23	61~74	66.67	2.3	38.1
11.10	62~74	66.78	0.2	27.7
11.25	64~77	68.87	3.1	14.1
12.10	65~77	69.28	0.6	6.6
12.25	65~77	69.39	0.2	1.1
2010 1.8	65~77円	69.31円	0.1	6.1
1.25	68~80	72.27	4.3	10.5
2.10	68~78	73.76	2.1	12.5
2.25	68~80	72.36	1.9	14.6
3.10	67~78	70.90	2.0	18.2
3.25	67~78	71.07	0.2	24.2
4.9	66~79	71.32	0.4	24.7
4.23	69~83	75.18	5.4	29.4
5.10	71~84	79.23	5.4	36.1
5.25	74~84	79.68	0.6	35.0
6.10	71~84	79.19	0.6	31.5
6.25	71~84	78.00	1.5	27.7
7.9	72~84	78.10	0.1	19.3
7.23	70~84	77.66	0.6	17.9
8.10	71~84	77.68	0.0	18.1
8.25	70~84	77.26	0.5	16.3
9.10				

* 1リットル当たり

資料3

北海道における灯油価格の推移 北海道環境生活部

231-4111 (内線24-165)

年	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
09年	58.3 円	59.0	60.6	65.2	65.9	68.6	69.0	67.2	69.5	69.6	73.7	71.9
10年	72.1 円	78.3	79.3	78.2	77.8							

毎月10日現在/毎月末日公表 * 1リットル当たり

資料4 (2009年度 各組合別燃料手当受結状況 (抜粋)) 省略

詳細については札幌地区連合までお問合せください。

札幌地区連合加盟産別・単組へは本項掲載の冊子を送付いたしましたので、ご参照ください。

札幌市における世帯区分の内容

1 . 世帯主

- 1 . 扶養親族（扶養手当の支給対象者）を有し、自己の収入によって生計を維持していると認められる者
- 2 . 扶養手当の支給は受けないが、同居する親族を自己の収入によって扶養していると認められる者

2 . 準世帯主

- 1 . 単身の職員で一戸を構え、又は下宿若しくは間借り等により単独に生計を営む者
- 2 . 同居する親族の生計を主として自己の収入によって維持していると認められる者
(例)共働きの夫で扶養親族を有しない
- 3 . 世帯主に該当するが、市の施設に居住することにより冬季採暖の利益を受けている者
- 4 . 親族を現実に扶養しているが、世帯主に該当しない者
(例)現実に扶養している親族と同居していない者

3 . 非世帯主

世帯主、非世帯主及びその他のいずれにも該当しない者